

業務委託（建物管理等業務等）に係る 最低制限価格等の改正について

入札制度の適正化を図り、公正性、透明性、競争性の確保及びダンピング受注の防止のため、業務委託契約（建設工事に伴うものを除く。）に係る最低制限価格制度及び低入札価格制度を改正します。

1 最低制限価格制度の改正について

(1) 改正の対象とする業務委託契約

- ① 建物管理等業務
- ② 警備業務（機械警備業務を除く。）
- ③ 清掃業務
- ④ 施設運転管理業務

(2) 適用範囲

現 行	予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回らない額
改 正	予定価格に <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額を下回らない額

2 低入札価格制度の改正について

(1) 改正の対象とする業務委託契約

建物管理等業務、清掃業務及び施設運転管理業務のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける業務

(2) 適用範囲

現 行	予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回らない額
改 正	予定価格に <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額を下回らない額

上記の改正は令和6年1月1日（月）以降に公告又は指名する案件から適用します。